

○新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料徴収規則

平成29年10月3日規則第59号

改正

平成30年6月1日規則第47号

新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例（平成29年新潟市条例第24号。以下「条例」という。）第11条の規定により徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備に係る使用料)

第2条 条例別表備考9に規定する実費等を勘案して市長が別に定める附属設備に係る使用料は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の納付期日決定の申請等)

第3条 条例第12条ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第1号による使用料納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第2号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第4条 条例第13条の規則で定める特別の理由があると認める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

特別の理由があると認める場合		免除する額
1	市が主催する事業に利用する場合	全額
2	市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部の児童又は生徒が、教育課程に基づく教育活動として、教職員に引率されて利用する場合	全額
3	市内の学校教育法に規定する幼稚園若しくは特別支援学校の幼稚部、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する	全額

	保育所又はこれらに準ずる施設の幼児が、教育目的等のため、職員に引率されて利用する場合	
4	青少年の健全な育成に関する活動を行っている」と市長が認める団体が利用する場合	全額
5	その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第13条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第3号による使用料免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第4号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第14条ただし書の規則で定める特別の理由があると認める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を還付することができる。

	特別の理由があると認める場合	還付する額
1	利用者（条例第10条に規定する利用者をいう。以下同じ。）がその責めに帰することができない理由によりクリエイティブスタジオ等（条例第8条第1項に規定するクリエイティブスタジオ等をいう。以下同じ。）を利用することができなかった場合	使用料の額に相当する額
2	利用者が条例第10条の規定によるクリエイティブスタジオ等の利用の取止めの申出をその利用開始日の30日前までにした場合	使用料の額に相当する額
3	その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第14条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第6号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(徴収委託)

第6条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、私人に使用料の徴収の事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

(徴収事務委託証)

第7条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に別記様式第7号による使用料徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第8条 市長は、第6条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第9条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第10条 受託者は、徴収した使用料をその徴収した日の翌日（その日が条例第4条に規定する休館日（以下「休館日」という。）、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休館日、日曜日、土曜日及び休日でない日）までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認める場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第8条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合について準用する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項のクリエイティブスタジオ等の使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うものとする。

3 前項の場合において、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から条例の施行の日の前日までの間における第3条及び第4条並びに別記様式第1号から別記様式第4号までの規定の適用については、第3条及び第4条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者」とあるのは「新潟市長」とする。

附 則 (平成30年6月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
移動式プロジェクター	1台	1回につき	800
移動式スクリーン	1台	1回につき	400
ワイヤレスアンプ	1台	1回につき	100
持込機器用電源	1キロワット	1回につき	200
野外調理セット	一式	1日につき	400
スポットライト	1個	1日につき	200
展示台 (小)	1台	1日につき	100
展示台 (中)	1台	1日につき	100
展示台 (大)	1台	1日につき	200
音響セット	一式	1回につき	3,500

備考

1 上表において「1回」とは、条例別表備考1第1号に規定する午前の区分 (以下「午前の区分」という。)、同表備考1第2号に規定する午後の区分 (以下「午後の区分」という。)、同表備考1第3号に規定する夜間の区分 (以下「夜間の区分」という。)のうちいずれか一の区分の利用をいう。

2 上表において「1日」とは、次の各号に掲げる附属設備の区分に応じ、当該各号に定めるとこ

ろによる。

- (1) 野外調理セット 条例別表備考1第4号に規定する研修室及び指導員室における時間
- (2) スポットライト, 展示台(小), 展示台(中)及び展示台(大) 条例別表備考1第4号に規定する工房・ギャラリー・休憩室1及び工房・ギャラリー・休憩室2における時間
- 3 利用時間が条例別表備考1に規定する利用時間に満たない場合でも, 時間割計算は, 行わない。
- 4 午前の区分, 午後の区分及び夜間の区分以外の時間(午前の区分及び午後の区分, 午後の区分及び夜間の区分並びに午前の区分から夜間の区分までを継続して利用する場合におけるこれらの区分と区分の間の正午から午後1時まで及び午後5時から午後5時30分までの時間を除く。)に利用する場合の使用料の額は, 1時間につき, 1回当たりの使用料の額の30パーセントに相当する額とする。この場合において, その利用時間に1時間に満たない端数があるときは, これを1時間に切り上げる。
- 5 使用料の額に1円未満の端数金額がある場合は, その端数金額を切り捨てるものとする。

別記様式第1号 (第3条関係)
別記様式第1号 (第3条関係)

新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料納付期日決定申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者

住所 (団体にあつては所在地)

申請者 氏名 (団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり使用料の納付期日の決定を受けたいので申請します。

区分	<input type="checkbox"/> 施設使用料	<input type="checkbox"/> 設備使用料
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
納付希望日	年 月 日	使用料 円
使用料の内訳		
納付期日の決定を必要とする理由		

- 注1 太線の枠内だけ記入してください。
2 該当する項目の□にレ印をつけてください。

決 裁	上記のとおり納付期日を決定してよろしいでしょうか。	処 理 欄	起 案： 年 月 日
			決 裁： 年 月 日
			決 定： 年 月 日
			決定番号： 第 号
			納付期日： 年 月 日

別記様式第2号（第3条関係）
別記様式第2号（第3条関係）

新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料納付期日決定通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者

印

下記のとおり使用料の納付期日を決定したので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 施設使用料	<input type="checkbox"/> 設備使用料
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
納付期日	年 月 日	使用料 円
使用料の内訳		

別記様式第3号 (第4条関係)
別記様式第3号 (第4条関係)

新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料免除申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり使用料の免除を申請します。

区分	<input type="checkbox"/> 施設使用料	<input type="checkbox"/> 設備使用料
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用料の内訳		
免除前の使用料の額	円	免除申請額 円
免除を必要とする理由		

注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 該当する項目の□にレ印をつけてください。

免除の理由 <input type="checkbox"/> 市の主催事業 <input type="checkbox"/> 教育活動等 <input type="checkbox"/> 青少年団体 <input type="checkbox"/> その他()	免除額の算出
上記のとおり使用料を免除してよろしいでしょうか。	起 案： 年 月 日
	決 裁： 年 月 日
	決 定： 年 月 日
	決定番号： 第 号
	免除前の額： 円
	免 除 額： 円
決 裁	免除後の額： 円

新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者

印

下記のとおり使用料の免除を決定したので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 施設使用料	<input type="checkbox"/> 設備使用料
利用日時	年 月 日 年 月 日	時 分 時 分
使用料の内訳		
免除前の使用料の額	円	免除額 円
		免除後の使用料の額 円
免除の理由 <input type="checkbox"/> 市の主催事業 <input type="checkbox"/> 教育活動等 <input type="checkbox"/> 青少年団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）	免除額の算出	

別記様式第5号（第5条関係）
別記様式第5号（第5条関係）

新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料還付申請書						
						年 月 日
（宛先）新潟市長						
住所（団体にあつては所在地）						
申請者		氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）				印
電話番号						
下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。						
区分	<input type="checkbox"/> 施設使用料		<input type="checkbox"/> 設備使用料			
利用日時	年 月 日	時 分	年 月 日	時 分	分から分まで	
納付年月日	年 月 日	納付済額	円			
還付申請額	円		還付申請額の内訳			
還付を受けようとする理由						
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金払い					
	<input type="checkbox"/> 口座払い					
	金融機関：		銀行		支店	
	預金種別：		<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座	
口座番号：						
フリガナ						
口座名義人：						
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。						
還付の理由及び額の算出						
上記のとおり使用料の還付をしてよろしいでしょうか。					処 理 欄	起 案： 年 月 日
決 裁						決 裁： 年 月 日
						決 定： 年 月 日
						決定番号： 第 号
納付済額：	円					
還付額：	円					

新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料還付決定通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 施設使用料	<input type="checkbox"/> 設備使用料
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
納付年月日	年 月 日	納付済額 円
還付額	円	還付額の内訳
還付の理由		
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金払い	
	<input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号： フリガナ 口座名義人：	

別記様式第7号（第7条関係）
別記様式第7号（第7条関係）

第 号

新潟市芸術創造村・国際青少年センター使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市芸術創造村・国際青少年センターの使用料の徴収事務を委託した
ことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長 印